



川崎市環境影響評価課(416)を支援しています。



COLORS
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th

環境アセスメントに係るお知らせ

令和6年1月30日

川崎市環境影響評価に関する条例（以下「アセス条例」）第19条に基づき、清水台住宅建設計画に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写し（以下「条例準備書」）の縦覧を次のとおり行います。
※「条例準備書」とは、環境影響評価の結果について、環境保全の見地から市民等の意見を聴くための準備として指定開発行為者が作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市長 福田 紀彦
	名称	清水台住宅建設計画
	種類	住宅団地の新設（第3種行為）
	実施区域	川崎市宮前区菅生四丁目5番1～5号、8号
	目的	住宅団地の更新（建替え）
	内容	事業区域面積：約14,087㎡ 延べ面積：約8,341㎡
	施行期間	2025年7月～2031年3月
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和6年1月30日（火）～令和6年3月14日（木）
	縦覧場所及び時間	<ul style="list-style-type: none"> ■宮前区役所（1階） 午前8時30分から午後5時まで。土・日曜、祝日は除く。 ただし、第2・4土曜日の午前8時30分～午後0時30分は行います。 ■向丘出張所（1階） 午前8時30分から午後5時まで。土・日曜、祝日は除く。 ■環境局環境評価課（市役所本庁舎20階） 午前8時30分から午後5時15分まで。土・日曜、祝日は除く。 <p>※すべての縦覧場所で縦覧開始日は、午前10時から行います。</p>
	意見書の提出	<p>縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、川崎市環境影響評価に関する条例第21条第1項の規定に基づき、縦覧期間中に、意見書を提出することができます。</p> <p>意見書の提出方法、意見書の取扱い等については、各縦覧場所の図書に備えられている意見書用紙、もしくはホームページをご覧ください。</p>
	ホームページ	<p>ホームページから条例準備書の閲覧、意見書の提出ができます。</p> <div style="text-align: center;">  <input data-bbox="989 1702 1300 1758" type="text" value="川崎市 アセス図書の公表"/> </div>  <p>https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html</p>
問合せ先	<p>川崎市環境局環境対策部環境評価課（市役所本庁舎20階） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921 Email：30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書は電話、FAX 及びメールでは受け付けておりませんので御注意ください。</p>	